

特別養護老人ホームともおか 料金表(主な費用の例)

令和 8 年 6 月 1 日から



※基本単位と加算単位(施設により異なる)の合計に、地域区分をかけた額で算出します。

* 単位は1日あたり											* 1ヶ月30日で換算				
	基本単位	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	日常生活継続 支援加算(Ⅱ)	栄養マネジメント 強化加算	生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	科学的介護推進 体制加算(Ⅱ)	褥瘡マネジメント 加算(Ⅱ)	協力医療機関 連携加算(Ⅰ)	生産性向上推進 体制加算(Ⅱ)	月合計単位 × 30日	総 単位 に	介護職員等 処遇改善加 算	地域区分 (5等地)	サービス 費用総額
要介護1	682	12	23	46	11	200 (月あたり)	50 (月あたり)	13 (月あたり)	100 (月あたり)	10 (月あたり)	23,593	17.6 %	4,152	× 10.45	289,935
要介護2	753										25,723		4,527		316,112
要介護3	828										27,973		4,923		343,763
要介護4	901										30,163		5,309		370,682
要介護5	971										32,263		5,678		396,483
○介護保険の負担割合と要介護度ごとの、月々の基本的なご利用料は次の通りとなります。											・看取り介護加算(31日～45日)…… 72単位/日 ・看取り介護加算(4日～30日)……144単位/日 ・看取り介護加算(前日、前々日)…680単位/日 ・看取り介護加算(死亡日)………1,280単位/日				

○介護保険の負担割合と要介護度ごとの、月々の基本的なご利用料は次の通りとなります。

費用総額(本人負担分)			居住費(30日分)			食費(30日分)					
1 割 負 担	要介護1	28,994	+	76,500	+	56,700	=	1 割 負 担	要介護1	162,194	+ 日常生活費 (使用分のみ)
	要介護2	31,612							要介護2	164,812	
	要介護3	34,377							要介護3	167,577	
	要介護4	37,069							要介護4	170,269	
	要介護5	39,649							要介護5	172,849	
2 割 負 担	要介護1	57,987	+	76,500	+	56,700	=	2 割 負 担	要介護1	191,187	+ 日常生活費 (使用分のみ)
	要介護2	63,223							要介護2	196,423	
	要介護3	68,753							要介護3	201,953	
	要介護4	74,137							要介護4	207,337	
	要介護5	79,297							要介護5	212,497	
3 割 負 担	要介護1	86,981	+	76,500	+	56,700	=	3 割 負 担	要介護1	220,181	+ 日常生活費 (使用分のみ)
	要介護2	94,834							要介護2	228,034	
	要介護3	103,129							要介護3	236,329	
	要介護4	111,205							要介護4	244,405	
	要介護5	118,945							要介護5	252,145	

○介護保険法の制度改正および消費税率等の変動の際には、事前にお知らせのうえ利用料の変更をさせていただきますのでご了承ください。

○上記以外にも個別に算定対象となる加算があります。詳細はお問い合わせください。

○利用料の負担軽減制度については、裏面を参照のうえ、ご相談ください。

令和8年6月1日改訂

▶▶ 利用料には、それぞれ負担軽減制度があります。

(現行)

特定入居者介護サービス費 居住費と食費について、下記の表のとおり限度額が適用される制度です。
 交付要件①本人および世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が**住民税非課税**
 交付要件②預貯金等が**単身1,000万円、夫婦2,000万円以下**

所得の状況		居住費		食費	
負担段階	主な対象者(上記要件に加えて)	1日あたり	×30日	1日あたり	×30日
第1段階	老齢福祉年金、生活保護等を受給されている方	880	26,400	300	9,000
第2段階	合計所得+課税年金額の合計が82.65万以下の方	880	26,400	390	11,700
第3段階①	年金収入額+その他合計所得金額が82.65万超120万以下の人	1,370	41,100	680	20,400
第3段階②	年金収入額+その他合計所得金額が120万超の人	1,470	44,100	1,420	42,600
なし	非該当の方	2,550	76,500	1,890	56,700

※適用後の月額例(1割負担分含む)					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	64,394	67,012	69,777	72,469	75,049
第2段階	67,094	69,712	72,477	75,169	77,749
第3段階①	90,494	93,112	95,877	98,569	101,149
第3段階②	115,694	118,312	121,077	123,769	126,349
なし	162,194	164,812	167,577	170,269	172,849

+日常生活費(使用分のみ)

高額介護サービス費

同じ月に利用した介護保険サービスの自己負担が高額になった場合は、下表の上限額を超えた分が、申請により後から支給されます。

自己負担段階区分	1ヶ月の上限額
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護受給とならない方	15,000円(個人) 15,000円(世帯)
・老齢福祉年金の受給者 ・合計所得金額および課税年金収入額の合計が82.65万円以下の方	15,000円(個人)
住民税非課税世帯	24,600円(世帯)
一般世帯	37,200円(世帯)
現役並み所得者※	44,400円(世帯)

※同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の方

制度に関する要件などの
 詳細は、高齢介護課へ
 お問い合わせください。



社会福祉法人等 利用者負担軽減制度

社会福祉法人が行う介護保険施設等を利用した場合に、必要な負担軽減を行う制度です。
 市民税非課税世帯に属する方で、収入や世帯状況等を統括的に勘案し、市長が必要と認めた方が対象となります。

対象者の要件	軽減内容
- 年間収入が単身で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万を加算した額以下である。 - 預貯金等が単身で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万を加算した額以下である。 - 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 - 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 - 介護保険料を滞納していないこと。	利用者負担額(1割負担、居住費、食費)を25%軽減

令和8年8月改訂予定